

我が国の人身取引対策

平成19年11月

人身取引の「防止」

①在留資格「興行」の見直し

平成17、18年の省令改正で在留資格「興行」の要件厳格化を実施
在留資格「興行」での入国外国人数：約10万人(H17年)→約5万人(H18年)

②旅券等のセキュリティ強化

平成17年の旅券法改正により、平成18年3月以降の申請に基づき発行された日本旅券はすべてIC化

人身取引の「撲滅」

①法制度整備

刑法：「人身売買罪」の創設、法定刑の上限引上げ
入管法：人身取引の加害者を退去強制事由に追加
組織的犯罪処罰法：組織的逮捕・監禁罪の法定刑上限引上げ
風営法：風俗営業者等に、外国人被雇用者の在留資格(就労可能か否か)等確認を義務付け

②厳格な取締り（本年1月から10月末までの実績）

警察は41名の被疑者を検挙(経営者等30名、ブローカー11名)
検察は人身売買罪により11件を起訴

③諸外国との連携・情報交換

国際捜査共助条約：米国、韓国間で発効済み、香港、中国、ロシアとの間で条約交渉中
紛失・盗難に遭った旅券情報を国際刑事警察機構(ICPO)へ提供

人身取引「被害者の保護」

①被害者の認定・保護

本年10月1日から、人身取引事犯等を対象とした「匿名通報ダイヤル」の運用を開始。
全国47都道府県にある婦人相談所では保護を求めた被害者全員を保護(H17年度112名、
H18年度35名、本年度10月末28名)

②相談活動等実施

人身取引被害者は無料低額診療事業対象者である旨を各都道府県に通知(H17年)、他法他制度が利用できない場合の医療費を予算計上
カウンセリングの実施、状況に応じて通訳確保（通訳雇上費を予算計上）

③在留特別許可、帰国・社会復帰支援

入管法改正：人身取引被害者に在留特別許可を付与できる規定の新設(74名(H17～18年)、11名(本年10月末まで)の被害者へ在留特別許可付与)
帰国支援：計122名(H17年5月～19年10月末)について警察、入国管理局、婦人相談所等が連携し、我が国が資金拠出している国際移住機関(IOM)を通じて帰国支援、帰国後の社会復帰事業を実施